

## ●代表質問 / 山梨 渉



これまでの公明党の提案や、市民からの声を中心に17項目にわたり質問。総合計画に子育て教育施策を重点的に盛り込むよう要望してきたことに対し、市長からは「公明党からの力強いメッセージを感じ、健康長寿のまちの推進に、子ども・子育ての観点を加え、世代を超えた取組として重点政策に位置づけることとした」との答弁がありました。

また小中学校のエレベーター設置について必要なハード整備に向けた検討を進めていくことや、駿河区の市営有東団地の一室を留学生用のシェアハウスとして貸し付け、団地の活性化への取組を行うこと、浸水対策推進プランの整備方針については、近年の浸水被害の状況や、既存排水施設能力の検証、シミュレーションによる被害想定を行ったうえで、本年度末を目標に、対策地区の選定を進め、令和5年度以降プランの策定を行い、令和13年度より優先度の高い地区から整備を進めていくとの答弁がありました。

## ●総括質問 / 長島 強



男性用トイレへのサンタリーボックスの設置と庁舎のエレベーターにおける非常用備品の設置について質問しました。サンタリーボックスは、年内に静岡庁舎新館と駿河区役所の1階～3階、清水庁舎と蒲原支所の1階・2階の男性用トイレに設置を進め、その後その他の市の施設への設置についても検討していくとの答弁がありました。非常用備品の設置については、未設置の庁舎エレベーター12基について本年度中の設置を進めていく方針で、他の市の施設については、関係局と協議し検討していくとの答弁がありました。

## 【総務委員会】 / 山本 彰彦



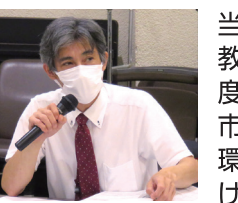
令和3年度の決算及び補正予算について、総務局・企画局・財政局など、それぞれの所管分の審査を行い賛成しました。扶助費が増加傾向にある中で、自主財源のさらなる確保や健全な財政運営と、東京事務所の開設から20年が経過し、今後の東京事務所のあり方について見直しを要請。また、コンビニ納付では、実施されていない事業を把握し、住民サービス向上の観点から取組を要望。そして、台風15号の被災状況等の報告を受け、今後さらにきめ細かく、市民に寄り添う丁寧な対応を求めました。

## 【観光文化経済委員会】 / 大石 直樹



令和3年度決算の認定について審議しました。経済局では地域の商店街組合の存続や事業承継等の支援強化を、観光文化交流局では歴史文化事業の継続実施をそれぞれ要望しました。また、補正予算は、経済局においてはコロナ禍で打撃を受けた貨物自動車運送事業者や中小製造事業者、農業事業者への支援助成に関する議案を、観光文化交流局においては葵舟の増船及びNHK大河ドラマ活用事業や市内宿泊誘客事業などの支援助成に関する議案を審議しました。

## 【市民環境教育委員会】 / 井上 智仁



当委員会では市民局、各区役所、環境局、教育委員会事務局を所管し、令和3年度における決算審査が行われました。市民局においては自治会活動活性化、環境局においては脱炭素社会構築に向けた取組を、教育委員会においては校舎をはじめとした老朽化施設への対策等を要望しました。また、令和4年度補正議案に関しては、物価高騰に伴う低所得者向け給付金、台風15号被害復旧に向けた支援策等が審議され、いずれも重要な政策であり、市民に寄り添った対応を迅速に進めるよう要望しました。

## 【厚生委員会】 / 加藤 博男



厚生委員会委員長として決算審査と補正予算審査の議事運営を行いました。決算審査では主に、全国的にも先進的な本市の里親事業や、牧之原市の認定こども園で発生した死亡事故に関して、本市のチェック体制等を審査。補正予算では、台風15号で被災した断水エリアにおける水道料金の減額に係る水道事業会計への繰出金3億2,438万円が計上され、約8万件の被災者への負担軽減を図る予算として審査を行い、円滑な議事運営に努めました。

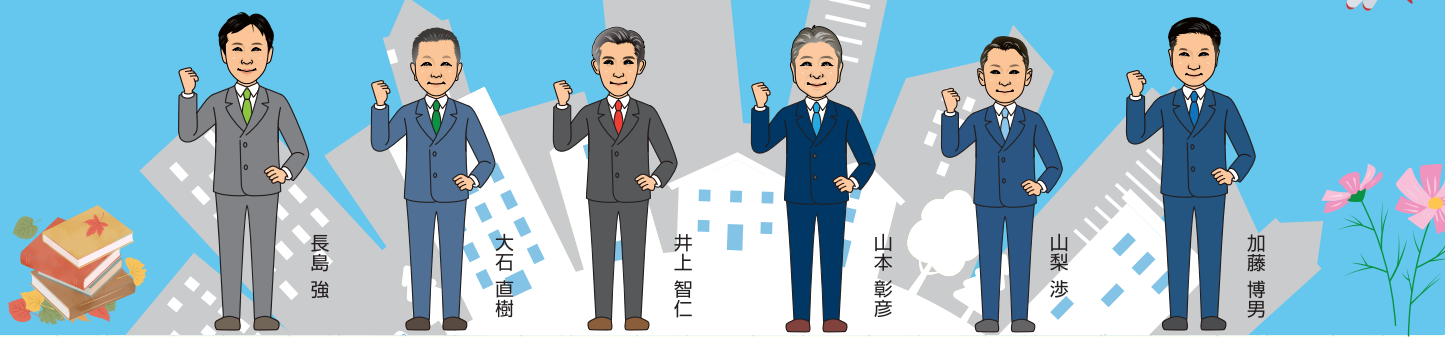
あなたのご意見・ご要望をお聞かせ下さい。  
●公明党控室  
〒420-8602 葵区追手町5-1  
TEL 054-254-2111内線(4533)  
直通TEL・FAX 054-254-2769  
◆ホームページ  
www.shizuoka-komei.jp  
◆メールアドレス  
komeito-shizuoka@iaa.itkeeper.ne.jp

●山本 彰彦  
〒420-0876  
葵区平和2丁目24-14  
携帯電話 / 090-1561-7775  
●山梨 渉  
〒424-0204  
清水区興津中町1356-25  
携帯電話 / 090-3527-1272

●井上 智仁  
〒422-8072  
駿河区小黒2丁目10-40-304  
携帯電話 / 090-4239-7223  
●長島 強  
〒420-0961  
葵区北2丁目3-19  
携帯電話 / 090-3578-2164

●大石 直樹  
〒424-0928  
清水区緑が丘町21-9  
携帯電話 / 090-1725-6633  
●加藤 博男  
〒421-0111  
駿河区丸子新田292-20  
携帯電話 / 080-8267-2584

# 公明党静岡市議会だより



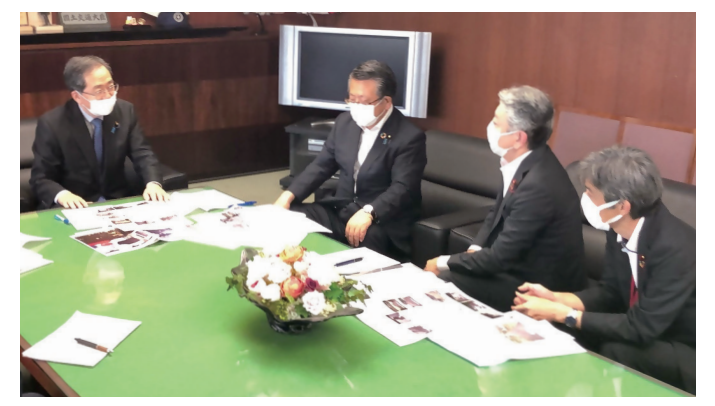
## 【市長申入れ第1弾】

令和4年9月28日、台風15号の甚大な被害からの早期復旧・被災者支援に向け、全庁を挙げた取組と日常を取戻すために、被災者に寄り添った市民や事業者への支援を全力で行うよう、田辺市長に申入れを行いました。内容は早期復旧に向けた適切な情報収集・ロードマップの作成・発信・丁寧な周知、国・県・他自治体・民間協力団体との連携強化、清水区の断水早期復旧、孤立地域の早期解消・停電解消・物資及び人的支援、災害廃棄物の早期撤去体制の確立など10項目にわたっています。



## 【国交省要望】

令和4年9月29日、台風15号被害からの早期復旧を加速させるため、斉藤鉄夫国土交通大臣に対し緊急要望を行いました。道路関係では緊急災害対策派遣隊(TEC-FORCE)の継続的な支援や新東名高速道路の新静岡IC～新富士ICの強靱化など、河川関係では、安倍川に対する強靱化や法面強化、河床掘削、巴川流域の早期復旧と治水対策の強化などを要望しました。また、激甚災害の早期指定についても求めました。



## 【市長申入れ第2弾】

令和4年10月18日、高齢者や障害者など支援が行き届かない浸水被災者に対して、至急官民の対策チームで取り残さない対応をすることや、入居要件を緩和した借上げ住宅の用意、中小事業者・農業者への支援拡充など6項目にわたって、田辺市長に要望しました。





# 被災者支援制度一覧表

# (令和4年台風15号)

令和4年10月26日現在



## ●り災証明書交付申請について

公的な被災者支援策などを受ける際に、り災証明書が必要になります。

【手続きに必要なもの】	問合せ先
・り災証明交付申請書	【葵 区】 市民税課(葵区役所2階) 054-221-1041
・本人確認書類(運転免許証等)	【駿河区】 市民税課(葵区役所2階) 054-221-1542
・委任状(代理申請の場合のみ)	【清水区】 清水市税事務所(清水区役所2階) 054-354-2072



## ●被災届出証明書の交付について

構築物、車両、家財について受けた被害について証明書を交付します。

【手続きに必要なもの】	受付場所・受付時間
・被害届出証明願	【葵 区】 静岡庁舎1階ロビー 平日8時30分～17時15分
・被害状況がわかる写真	【駿河区】 駿河区役所3階 平日8時30分～17時15分
・本人確認書類(運転免許証等)	【清水区】 清水産業・情報プラザ 平日8時30分～17時15分・土日祝9時～16時

被災者支援制度のご案内

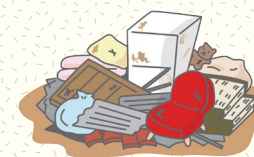


## ●各種支援制度

項目	内容	【手続きに必要なもの】	問合せ先
災害見舞金の支給	静岡市災害見舞金の受付を行い、支給します。 住居の半壊 1世帯5万円 住居の床上浸水 1世帯2万円 ※1 床上浸水でも半壊に該当すれば5万円 ※2 床上浸水で準半壊・一部損壊の場合は2万円	・世帯主の本人確認書類(写し可) ・来庁者の本人確認書類 ・り災証明書(写し可) ・認印	【葵 区】 地域総務課(葵区役所1階) 054-221-1343
被災者生活再建支援金の支給	災害により居住する住居が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対する被災者生活再建支援金の申請を受け付けます。	・り災証明書(原本) ・住民票 ・預金通帳の写しなど	【駿河区】 地域総務課(駿河区役所3階) 054-287-8697
災害援護資金の貸付	災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。※所得制限があります。	・災害援護資金借入申込書 ・り災証明書(原本) など	【清水区】 地域総務課(清水区役所4階) 054-354-2024
住宅の応急修理	り災証明書により準半壊以上の被害認定を受けた世帯に対し、日常生活に不可欠な部分の応急的な修理を市が修理業者に依頼し、その費用を市が修理業者に支払う制度です。	・り災証明書(写し可) ・施工前の被害状況が分かる写真等	建築指導課(静岡庁舎新館5階) 054-221-1371
公営住宅の提供	浸水等により自宅への居住が困難となった方に対して、市営住宅の空き室を一時的に貸し出します。	・り災証明書(写し可) ・住民票	住宅政策課(静岡庁舎新館5階) 054-221-1132
住宅支援	災害救助法の対象にならない床上浸水の被災者に住宅費等を補助(支払先は貸主)。 ・家賃：最長3ヶ月・修繕相当費：家賃の1ヶ月分 ・仲介手数料：家賃の0.55月分	・り災証明書	住宅政策課(静岡庁舎新館5階) 054-221-1590
生活必需品の給与又は貸与	住家が全半壊、全半焼、流失、床上浸水により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失又は損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むのが困難となった方に対し、生活必需品を現物給与又は貸与します。	・り災証明書(写し可) ・世帯全員の住民票(写し可)	産業政策課(清水庁舎5階) 054-354-2313
宅地内の土砂・がれき等の撤去	裏山の崩壊や河川の流入等により宅地に流れ込んだ土砂・がれき等を市が撤去します。		宅地内土砂対策チーム (静岡庁舎新館7階) 054-221-1627
災害時防疫用薬剤の配布	床上浸水した家屋に対し、原則自治会又は町内会を通し、市から消毒剤を提供します。自治会等で対応できない場合は直接お問い合わせください。	・災害時防疫用薬剤提供要望書 (電話、FAX又はメールにて手続可)	生活衛生課 (城東保健福祉センター保健所棟2階) 054-249-3155

## ●公共料金等の減免制度があります。お問い合わせは相談窓口へ

項目	問合せ先
水道料金・下水道使用料の減額	上下水道お客様サービスセンター 054-251-1132
国民年金保険料の減免	各区保険年金課 【葵 区】 054-221-1070 (葵区役所1階)
国民健康保険の一部負担金及び保険料の減免	【駿河区】 054-287-8612 (駿河区役所2階)
後期高齢者医療制度の一部負担金及び保険料の減免	【清水区】 054-354-2141 (清水区役所1階)
介護保険料の減免	各区高齢介護課 【葵 区】 054-221-1180 (葵区役所2階)
	【駿河区】 054-287-8679 (駿河区役所2階)
	【清水区】 054-354-2110 (清水区役所1階)
市県民税の減免	市民税課 054-221-1041 (静岡庁舎新館2階) 清水市税事務所 054-354-2072 (清水庁舎2階)
納税相談	納税課 054-221-1035 (静岡庁舎新館3階) 清水市税事務所 054-354-2092 (清水庁舎2階)
固定資産税(土地・家屋・償却資産)の減免	固定資産税課 054-221-1046 (静岡庁舎新館2階) 清水市税事務所 054-354-2080 (清水庁舎2階)
保育料の減免	幼保支援課(清水庁舎9階) 054-354-2630
高等学校授業料等減免措置	在籍する高等学校へお問い合わせください



## ●災害ごみの処分

宅地内の土砂撤去について



台風15号に伴い発生した災害ごみの収集申込み



内容	問合せ先		
浸水等により発生した災害ごみは、清水区袖師町、または清水区大内新田の仮置場、あるいは西ケ谷・沼上の清掃工場へ、お持ち込みください。仮置場や清掃工場への持ち込みが困難な方は、個別収集の依頼も受け付けておりますので、WEB 又は電話でお申込みください。可燃ごみは、通常どおり、週2回の可燃ごみの収集日に出してください。	○仮置場に関すること	ごみ減量推進課	054-221-1075
	○収集に関すること	収集業務課	054-221-1365
沼上収集センター		054-264-1900	
○清掃工場への搬入について	清水収集センター	054-366-2751	
	沼上清掃工場	054-262-4015	
	西ケ谷清掃工場	054-296-0054	

## ●各種相談窓口

項目	内容	問合せ先
被災者支援窓口	【開催日時】10月11日(火)～11月中旬 平日8時30分～17時15分(専門家による相談は10時～16時) 葵区:静岡庁舎新館1階ロビー/駿河区:駿河区役所3階/清水区:清水産業・情報プラザ2階 ◆清水区は土日祝(9時～16時、専門家による相談は10時から16時)も開催します。事前申込み不要。	【葵区地域総務課】 054-221-1595 【駿河区地域総務課】 054-287-8697 【清水区地域総務課】 054-354-2170
災害ボランティア関係窓口	災害ボランティアとのコーディネートのため、被災された方々のニーズを受付けます。お住まいの区の窓口で手続きをお願いします。 ※ボランティアに関するお問い合わせは、市民自治推進課(054-221-1372)	【葵 区】 080-5071-9507・080-5071-9520 【駿河区】 080-5071-9525 【清水区】 080-5071-9581・080-5071-9630 090-8049-9449・090-8049-9450
静岡市社会福祉協議会による相談窓口	生活困窮者の総合相談	暮らし・しごと相談支援センター 【葵 区】 054-249-3210 【駿河区】 054-286-9550 【清水区】 054-371-0305
消費生活相談	商品やサービスなど消費生活全般に関する苦情や問合せなど 9時～16時(平日のみ)	静岡市消費生活センター 054-221-1056(相談専用)
弁護士無料電話相談窓口	法律問題に限らず、困りごとや悩みがある方の電話相談を行います。 受付:10時～12時、13時～16時(平日)	静岡県弁護士会 054-204-1999
司法書士総合相談センターしずおか	○司法書士による無料電話相談 9時～17時(月～金曜日) ○無料面談相談の予約 予約受付時間:9時～17時(月～金曜日)	無料電話相談 054-289-3704 無料面談の予約 054-289-3700
り災証明書の交付申請支援	被災された方で役所等に出向くことができず、「り災証明書」の交付申請の手続きができない方に代わり、一定の期間、り災証明書の交付申請支援を無料で行います。 ※受付:9時30分～16時30分(平日)	静岡県行政書士会 054-254-3003